提案基準２１－１　　公営住宅について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域の公営住宅の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅の建設事業として行うものとする。

（申請者）

2　申請者は、当該事業を施行する地方公共団体の長であること。

（立　地）

3　市の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ住宅施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものであり、当市の計画等において、整備計画が具体的に示されているものに限る。

（付　則）

この基準は平成１９年１１月３０日より施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００㎡未満のものについては、「事後報告基準２１－１」とする。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し、押印したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）

2　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

3　土地利用計画図

4　その他市長が必要と認める書類